

・ S.オーバーテュアー, H.E.オット(国際比較環境法センター, 地球環境戦略研究機関訳)『京都議定書: 21世紀の国際気候政策』シュプリンガー・フェアラーク東京, 2001.

(みぞぐち しゅうへい・海外立法情報課非常勤調査員)

【短信：韓国】

科学技術人材の育成及び支援に関する法的取組み

白井 京

近年、韓国では、若者の理工系離れによる科学技術の衰退と、それに伴う国力低下が懸念されている。日本と同様、韓国においても、青年層が進路を選択する際に、理工系を忌避する傾向が強い。また、既に科学技術産業に従事する研究者であっても、海外に活躍の場を移したり、他業種に転職する例が数多い。

本稿では、韓国における科学技術人材の育成と支援に関する取り組みを、法的な側面を中心に紹介する。

1 人材危機の現況

1950～60年代、米国で理工系を専攻する韓国入留学生の85%がそのまま米国に残留し、頭脳流出が深刻な問題になったことがある。これに対し、朴正熙大統領は、1966年に韓国科学技術研究所を設立し、科学技術者を医療、住宅、兵役などの面において優遇し、また1か月に一度は研究者と対話し、「国家にとって必要な人材」という自負心を植え付けたという^(注1)。

このような科学技術者に対する優遇措置や、それに伴う若者の理工系志望の増大が、その後「漢江の奇跡」と称される急激な高度成長を生み出したといえる。

2003年に就任した盧武鉉大統領は、「第二の科

学技術立国」を標榜している。幹細胞やクローンの研究において、韓国における研究成果が大きく報道されることも多い^(注3)。しかし、実際のところ現在の韓国では、科学技術人材の供給が先細りの状態にある。

大学修学能力試験（日本のセンター試験に相当）受験者のうち、自然科学系学部の志願率は、1998年に42.4%であったのが2003年には30.3%に急減した^(注4)。その結果、国内有数の工科大学においても定員に達しない状況である。理工系学部^(注5)に在学していても、将来的な不安から医薬学系の学部^(注6)に再入学、編入する学生が少なくない。また、最先端科学技術分野の人材は海外に流出し、韓国国内に定着しないケースも多い。

これらの原因として、科学技術産業における所得の低さ、社会的地位の低下、雇用不安、教育の質の低下等が指摘されている^(注6)。学生の理工系忌避と科学技術人材の減少が続けば、韓国経済の潜在的成長力に致命的な悪影響を及ぼすとし、警戒されている。

2 法的な取組み

このような状況に対し、韓国では政策的な対応と共に、各種立法により科学技術人材の育成と支援に取り組んでいる。

代表的なものとしては、2001年に制定施行された「科学技術基本法」^(注7)、2000年に制定され、2002年に施行された「英才教育振興法」、2004年に可決成立した「国家科学技術競争力強化のための理工系支援特別法」が挙げられる。以下、これらの三つの法律について紹介する。

(1) 科学技術基本法

この法律は、それまで科学技術に関する総合的な法律として機能してきた「科学技術振興法（1967年制定）」と、2002年までの時限付きで1997年に制定された「科学技術革新のための特別法」を統合・発展させた法律である。21世紀の科学技術政策を総合的・体系的に推進するため、各省庁の提案する科学技術政策の総括規範となり、かつ関連法令の拠り所となる一般法として制定された。全5章、33か条と附則からなる。

このうち、人材育成・支援については第4章「科学技術投資及び人力資源の拡充」において定められている。我が国の科学技術基本法の該当部分に比して特徴的なのは、女性科学技術者の養成に関する規定がある点、科学英才教育に関して定められている点である。関連する条項は以下のとおり。

(女性科学技術者の養成)

第24条 政府は、国家科学技術力量を高めるため、女性科学技術者の養成及び活用方法を講じ、女性科学技術者がその資質と能力を十分に発揮できるよう、必要な支援施策を講じ、かつ推進しなければならない。

(科学英才の発掘及び育成)

第25条 科学技術部長官は、科学英才の早期発掘と体系的な育成のため、科学英才の発掘及び育成計画をたて、必要な措置を執らなければならない。

(2) 英才教育振興法

英才教育を国家的に行うための法律である。2000年、「才能の秀でた人物を早期に発掘し、生まれついた潜在力を開発することができるよう能力と素質に合った教育を実施することにより、(略)国家及び社会の発展に寄与する」ことを目的に制定された^(注8)。

これまでも、1983年から設立されてきた国立科学高校（全国で16校、全寮制）が科学の才能をもつ子どもの教育を担ってきたが、さらなる科学英才教育が必要と判断され、制定された。全15条と附則からなり、概要は以下のとおりである。

(定義)

第2条 「英才」とは、才能の秀でた人物であり、生まれついた潜在力を啓発するために特別な教育を必要とする者をいう。「英才教育」とは、英才を対象に各個人の能力と素質に合う教育内容と方法で実施する教育をいう。

(国家の任務)

第3条 国家は、英才教育の振興のために英才教育に関する総合的な計画の樹立等の施策を講じなければならない。

(英才教育振興委員会)

第4条 英才教育に関する主要事項を審議するために、国家及び地方自治体に英才教育振興委員会を置く。

(英才学校の設立及び運営)

第6条 国家は、英才教育を実施するために、高等学校課程以下の各級学校の一部を英才学校に指定し又は新しく英才学校を設立し、運営することができる。

(履修認定)

第11条 英才教育対象者が、英才教育機関において履修した英才教育課程の全部又は一部については、これに相応する正規教育課程を履修したものと認定しなければならない。

この法律の制定後、2年余の準備期間を経て2002年に施行された同法に基づき、釜山科学高等学校を中心に科学エリート^(注10)の育成が開始された。

(3) 理工系支援特別法

2004年3月に国会本会議において可決され成立し、9月より施行される。この法律は、提案された時点での名称は「国家技術恐慌予防のための理工系支援特別法」であった。しかし、委員会での審議過程において、「その達成しようとする政策的目的に合わせ」、「国家科学技術競争力強化のための理工系支援特別法」という名称に変更された。

科学技術基本法において人材養成について定められているにもかかわらず、今回この法律が成立した背景には、修正前の法案名にも読みとれるように、このままでは国力が衰退するという切迫した危機感がある。

同法は第1章総則、第2章理工系人材育成及び支援基本計画等、第3章理工系人材育成及び資質向上、第4章理工系人材の活用促進及び地位改善の全4章25か条からなり、概要は以下の通りである。

(目的)

第1条 この法律は、優秀な理工系人材を育成し、その活用を促進し、処遇を改善することにより、国家競争力の向上と国民経済の発展に寄与することを目的とする。

(国家等の責務)

第3条 国家は、理工系人材を育成し、彼らが

能力を十分に発揮し社会的経済的地位と処遇を受けられるよう必要な施策を樹立し、推進しなければならない。国家及び地方自治体は、理工系人材の公職への進出機会を拡大し、昇進等において差別を受けることがないように総合的な施策を樹立し、推進しなければならない。

(基本計画の樹立)

第4条 政府は、国家科学技術委員会の審議を経て、5年ごとに関係中央行政機関の理工系人材育成及び支援に関する計画及び施策を総合し、基本計画を作成するものとする。

(理工系大学進学促進のための関連情報提供等)

第8条 国家及び地方自治体は、理工系大学進学を促進するため、関連情報の提供を行うものとする。科学高校の在学生在が理工系大学に進学するよう、特別選考の拡大等に対する支援を行うものとする。^(注11)

(優秀学生に対する奨学機会の拡大)

第9条 政府は、理工系大学在学生のうち、成績が優秀な学生を選抜し、研究奨励金や生活費の融資支援などを行うものとする。

(公務員任用拡大のための改善方案樹立)

第13条 国家及び地方自治体は、理工系人材の公務員任用拡大のために改善策を樹立し、推進しなければならない。

(理工系人材仲介センターの設置)

第22条 政府は、理工系人材の就職又は再就職を斡旋するために、特別市、広域市及び道（日本の都道府県に相当）に理工系人材仲介センターを設置し、運営することができる。

3 その他の政策

その他、2001年末に「国家戦略分野人材育成総合計画」^(注12)が決定、施行されている。これは、「国家戦略分野」に指定された情報通信技術(IT)、バイオテクノロジー(BT)、環境工学(ET)、文化コンテンツ(CT)、ナノテクノロジー(NT)、宇宙航空(ST)の「6T」分野において、40万人の専門家育成を目指すというものである。同計画は、それまで科学技術発展のために行われてきた投資に比べ、発展を支える人材の育成には相対的に関心が払われてこなかったという反省から立案された。IT、BT、ET、CT分野の場合、現場からの需要が多い基礎的な人材の拡大を目標にし、NT、ST分野については、少数精鋭の高い能力をもつ人材養成に焦点を合わせている。同計画には、2005年までに合計2兆2千億ウォン(10ウォンは約1円)の予算が投入される予定である。この計画により、「6T」分野を専門とする300名の教授ポストが全国の国公立大学に新設された。

また、教育人的資源部は、今年(2004年)4月、理工系大学生を対象とする国家奨学金事業を発表した。これは、国家競争力を高めるために、理工系大学生及び院生のうち成績優秀者10,748人に対し497億ウォン(約50億円)の支援^(注13)を行うものである。

注

- (1) 「科学技術人材」とは、科学技術を基盤とした仕事を担う人材の総体と定義される(文部科学省『平成15年版科学技術白書』による)。韓国においてはこれら人材の総称として「理工系人材」という言葉を使用している。本文中において、法律の翻訳部分についてはこの言葉を「理工系人材」と訳した。基本的には「科学技術人材」と「理工系人材」は同一の層を指すと考えられる。
- (2) 김은환(キム・ウンファン)「이공계 인력공급의

위기와 과제 (理工系人力供給の危機と課題)」サムソン 経済研究所 CEO Information No. 341 (2002.3.27), p.8.同論文は、サムソン経済研究所ウェブサイトより入手可能である。<<http://www.seri.org/index.html>> (last access 2004.6.14)

- (3) 例えば、「クローンで万能細胞…ソウル大など成功」読売新聞2004年2月12日、夕刊。
- (4) ちなみに、人文社会科学系の志願率は1998年から2003年の間に48.3%から54.1%に、芸術体育系の志願率は9.3%から15.6%に、各々増加している。『참여정부의 과학기술기본계획 (参与政府の科学技術基本計画) 2003~2007』p.130.同計画書は、韓国科学技術部ウェブサイト<<http://www.most.go.kr/>> (last access 2004.6.14) において入手可能である。
- (5) 「이공계기피 대책은 없다(理工系忌避、対策はないか)」『朝鮮日報』2003.12.04.
- (6) 김은환(キム・ウンファン) 前掲論文、pp.6~12.
- (7) 日本においても、超党派の議員立法による「科学技術基本法」が、1995年に制定されている。
- (8) 韓国では、教育基本法第19条においても英才教育について定められており、国家及び地方自治団体には、才能が特に優れている者の教育に関し、必要な施策の樹立と実施が義務付けられている。
- (9) 既存の科学高校については、「한국의 미래, 과학고 답구 (韓国の未来、科学高探求)」『週刊朝鮮』No.1797, 2004.4.1.を参照。
- (10) 英才教育に関する具体的な内容については、T³ Japan (Teachers Teaching with Technology in Japan, <<http://www.t3japan.gr.jp/>>) に掲載された報告「韓国の英才教育について」<http://www.t3japan.gr.jp/Workshop/Korea_SpeEdu1.pdf> (last access 2004.6.14) を参照。
- (11) ここでの科学高校は、既存の科学高校と設立が開始された科学英才高校を指す。この規定は、科学高校の独自のカリキュラムが一般的な大学入試にはそぐわないことや、科学高校出身者の理工系学部への進学率が当初の想定よりも低いことから、定められた。

(12) 「政策解説：国家戦略分野人力養成総合計画確定」
『교육마당 21 (教育の広場21)』2001年12月号<
<http://www.madang21.or.kr/>> (last access
2004.6.14)

(13) 教育人的資源部ウェブサイト <<http://www.moe.go.kr/>> (last access 2004.6.14)

(参考文献) (注で記したものは除く)

- ・各法律案、法律改正案、それに対する検討報告書、審査報告書等については、韓国国会ホームページ<<http://www.assembly.go.kr/>> (last access

2004.6.14) の議案データベースを利用。

- ・制定された法律については韓国法制研究所<<http://www.klri.re.kr/>> (last access 2004.6.14) の現行法令データベースを利用。
- ・各新聞記事。新聞記事については、KINDS (Korean Integrated News Database System) <<http://www.kinds.or.kr/>> (last access 2004.6.14) を使用し検索した。

(しらい きょう・海外立法情報課)

【短信：中国】

対外貿易法の改正

鎌田 文彦

2004年4月6日、第10期全国人民代表大会常務委員会第8回会議で、「中華人民共和国対外貿易法」(以下「対外貿易法」という。)が改正され、2004年7月1日から施行されることになった。^(注1)

対外貿易法は、1994年に制定され、これまで中国の商品、技術及びサービスの輸出入を律する基本法の役割を果たしてきた。この10年の間に中国は目覚ましい経済発展を遂げ、世界有数の貿易大国へと飛躍し、2001年12月には、悲願であったWTO(世界貿易機関)への加盟を果たし、名実共に世界の先進国と肩を並べるに至った。このような中国自身の経済活動の規模拡大と中国をめぐる環境の変化に対応すべく、対外貿易法の改正が行われた。

以下、本稿では、対外貿易法改正の背景と、その内容について紹介することとする。

1 改正の背景

(1) 貿易の拡大

1994年当時、中国の輸出入総額は世界第11位の規模であったが、その後約10年を経て、2003年には米国、ドイツ、日本に次ぐ第4位まで順位が上昇した。

2003年の輸出入総額は8512億ドルで、前年に比べて37.1%増加した。うち、輸出額は4384億ドルで、34.6%の増加、輸入額は4128億ドルで、39.9%の増加となった。^(注2)

この勢いは、2004年も継続している。2004年1月から3月までの第1-4半期の貿易統計速報によれば、この間の輸出入総額は2398億ドルで、前年同期に比べて38.2%増加した。うち、輸出額は1157億ドルで、34.1%の増加、輸入額は1241億ドルで、42.3%の増加となった。^(注3)

1994年に制定された対外貿易法は、以上のような貿易の規模の拡大、並びに貿易に従事する